

大口町通学路安全推進会議設置要綱

(設置)

第1条 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（平成25年12月6日文部科学省、国土交通省、警察庁通知。）に基づき、町内通学路について、児童及び生徒（以下「児童等」という。）がより安心して通学が行えるよう、通学路の安全対策を推進するため、大口町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通学路の安全対策に関すること。
- (2) 通学路に関する要望の処理に関すること。
- (3) 関係機関との情報交換を行うこと。
- (4) その他通学路の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、生涯教育部長をもって充て、副会長は、町民安全課長とする。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ

ろによる。

(関係者の出席)

第6条 推進会議は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、生涯教育部学校教育課において処理する。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則 (平成27年11月1日 大口町教育委員会告示第14号)

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月30日 大口町教育委員会告示第14号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日 大口町教育委員会告示第4号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月19日 大口町教育委員会告示第12号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	職名等
愛知県	愛知県一宮建設事務所維持管理課長
	愛知県一宮建設事務所道路整備課長
警察	愛知県江南警察署交通課長
学校関係者	大口町立大口中学校教頭
	大口町立大口南小学校教頭
	大口町立大口北小学校教頭
	大口町立大口西小学校教頭
大口町	生涯教育部長
	町民安全課長
	地域協働課長
	建設課長
	維持管理課長